

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 長崎県 |
| 3. 市区町村名 | 諫早市 |
| 4. 届出番号 | 4 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-4-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post22/31223.html |

執行機関名 諫早市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程による就園奨励費補助金の支給に関する事務で規則に定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 諫早市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条 | 諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | 第1条 市は、幼稚園教育の振興に資するため、就園奨励事業を行う私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)及びこの規程の定めるところによる。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 諫早市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規程(平成17年告示第116号) |